

高齢者虐待防止のための指針

1 基本方針

高松市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、指定介護予防支援事業所及び権利擁護の機能を有する組織として、利用者に対し、職員はいかなる虐待もしてはならない。

また、虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を行うことで高齢者の尊厳を守り、安心して日常生活を営むことができるよう、本指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための具体的措置

(1) 虐待防止検討委員会の設置

ア センターは、虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の委員長はセ

ンター長とし、委員はセンターの管理職、各係長及び各サブセンター保健師長等で構成する。

イ 委員会は、年に1回以上かつ必要に応じて開催する。

ウ 委員会は、次の事項について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周知する。

(ア) 虐待防止検討委員会その他センター内の組織に関すること。

(イ) 虐待防止のための指針の整備に関すること。

(ウ) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

(エ) 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

(オ) 職員による虐待等を発見した場合に、介護保険課への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

(カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

(キ) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2) 職員研修の実施

ア 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、センターにおける虐待防止の徹底を図るものとする。

イ 研修の開催は、年1回以上とし、新任職員等研修時には研修内容に盛り込む。

ウ 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存する。

4 虐待等が発生した場合の対応方法

(1) センター長は、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、「担当者」という。）となる。

(2) 養護者による虐待等が発生した場合は、「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき対応を行う。

(3) 職員による虐待等が発生した場合は、担当者は速やかに介護保険課へ報告するとともに、事実確認及び事情聴取を行う。調査結果に基づき、委員会において検証し、事実確認の概要及び再発防止策を併せて介護保険課へ報告する。

(4) 緊急性の高い事案の場合は、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等の相談・通報に関する留意事項

(1) 虐待の相談・通報を受付した職員は、その職務上知り得た事項であつて、当該相談・通報をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(2) 職員による虐待等に関する相談・通報を受付した場合は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(3) 職員が虐待等を発見した場合の相談・通報は、秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(4) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

6 成年後見制度の利用支援に関すること

職員は、高齢者及びその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて適切な支援を行う。

7 本指針の閲覧について

本指針はホームページに掲載し、誰もが自由に閲覧できるようにする。

8 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

3-(2)に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附 則

本指針は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。